

ナギテラスチャレンジ事業利用者募集要項

1. 趣旨

ナギテラスにおいて、賑わいの創出や小商いなど、交流人口の増加が促進され、本町の活性化に資する事業展開につなげるため、ナギテラスの多目的スペースの提案型の利用者を募集します。

2. 利用を募集する区画

多目的スペース 33m²

3. 利用対象者

- (1) 個人の場合は、町内に住所を有し、現に居住する者。
- (2) 法人の場合は、代表者が町内に住所を有し、現に居住する者で、町内に主たる事務所を有すること。
- (3) 本人又は従業員（以下「事業者関係者」という。）が過去から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- (4) 公の秩序又は風俗を害するおそれがある等施設の利用が適当でないと認められる者
- (5) 経営に必要な資力及び信用を有し、かつ、利用料金等の支払い能力があること。
- (6) 町税等の滞納がないこと。

3. 利用期間

2年以内

4. 利用時間

原則、午前9時から午後9時の間（※応相談）

5. 利用料(1ヶ月あたり)

(円)

	賃料(月)	共益費(月)
起業 1年目	25,000 以内	2,000
2年目から	50,000 以内	

※賃料及び共益費の他に、利用に係る電気・ガス・水道等は利用者の負担となります。

6. 利用条件

物販（雑貨等の販売や飲食物等の提供）をはじめ、サービスの提供（理容や美容業など）を行うもので、下記の要件を満たすもの。

- (1) 不特定の方が利用又は訪問可能な事業で、集客を行う事業であること
- (2) 利用にあたり、法令等により必要となる許可、資格等を有すること。
- (3) 周辺住民や施設利用者に不快感や嫌悪感を生じさせない事業であること。
- (4) 特定の政治団体の政治活動、また特定の宗教や宗派を支持するなど、これらの支援に結びつくと認められないこと。
- (5) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (6) 風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する事業でないこと。
- (7) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービスの提供でないこと。また、取り扱う商品が法令等の定めに違反しないこと。
- (8) 音響設備や拡声器等、騒音となりうる機器を使用しない事業であること。
- (9) 利用にあたり、町の指示に従うこと。

7. 応募方法・期間

- (1) 「奈義町多世代交流広場ナギテラス利用申請書」（様式第1号）に利用内容のわかるもの（事業計画書等）、及び法令等により必要となる許可証、資格証の写しを添付してください。
- (2) 受付期間 令和2年5月25日（月）～令和2年7月20日（月）

8. 利用者の選定

利用者はプロポーザル方式により選考します。申請書類等内容を確認し、「ナギテラス利用者選考委員会」において審査を行い、決定します。なお、2次審査やプレゼンテーション等はいりません。また、審査内容の公表は、結果のみ行います。

利用決定後であっても応募資格のない者や施設利用等におけるトラブルが生じた場合などは、利用許可を取り消すことがあります。その場合、利用者が要した費用については、全て利用者の負担となります

9. 利用者のルール

- (1) 利用にあたり、必要となる給排水設備、備品等の設置・電力等容量変更等については、事前に町と協議のうえ、利用者の負担で設置していただきます。
- (2) 営業広告（屋外看板等）の設置は、事前に町との協議が必要です。
- (3) 発生したゴミは各自で処理し、共同利用となるトイレや駐車場等を適宜清掃行っていただきます。

- (4) 利用時間は、原則厳守し、必要に応じて協議のうえ、変更することも可能です。
- (5) 原則、許可区分のみの貸し出しになりますが、屋外スペース等の一時利用を希望される場合は、事前に協議が必要となります。
- (6) 利用者（訪問者以外）の駐車場は、役場の駐車場をご利用いただきます。
- (7) 利用者が設置した給排水設備、備品、看板等については、期間満了後又は利用を中止、もしくは利用許可を取り消した全ての場合において、利用者に撤去していただきます。なお、町が撤去する必要がないと認めた設備等については、この限りではありません。
- (8) 利用区画の清掃は、利用者の責任・負担で行っていただきます。
- (9) 本要項の条件を遵守できない者、又は賃料等の滞納があった場合は無条件で契約解除できるものとし、その指定する期日までに退去していただきます。
- (10) 施設利用者やお客様とのトラブルなどに関して、町では一切の責任を負いかねます。
- (11) 展示スペース利用者と連携に努めること。
- (12) 町の行事に協力すること。

10. その他

- (1) 募集にあたり、事前に奈義町役場産業振興課と協議してください。
- (2) 利用を第三者に譲渡もしくは転貸等は禁止します。
- (3) 強風や豪雨などの悪天候をはじめ、災害等の発生や事故の恐れがあるときは、利用を中止いただく場合があります。その際の費用等については、原則利用者の負担となります。

11. 問い合わせ先

奈義町役場産業振興課

〒708-1392 岡山県勝田郡奈義町豊沢306番地1

電話：0868-36-4114（直通）

FAX：0868-36-6780

Mail：sangyo@town.nagi.lg.jp